



総合消費料金未納? 架空請求に気をつけましょう

身に覚えのない料金を請求される架空請求トラブルに関する相談が増加しています。近年、SMSを通じた架空請求メールによるものが大半でしたが、最近は、次の事例のような文面を記載したハガキを送付する方法も多くなっています。ハガキには、宛名の住所と個人名が明記されており、訴訟を取り下げるためには本人から連絡するよう誘導しています。これを読んで動揺し、慌てて「電話をかけてしまった」とか「どうしたらいいだろうか」といった相談が増えています。

事例1

「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」と書かれたハガキが送られてきた。「契約会社又は運営会社から訴訟を提起されたことを通知する」「裁判取り下げ期日は〇月〇日で、連絡がない場合、原告の主張が全面受理される」「給料や動産、不動産の差し押さえを執行する」と書いてある。どうしたらいいか。

事例2

「民事訴訟管理センター」と名乗る者から「料金未納」「最終通知書」と書かれたハガキが届いた。「民事訴訟及び裁判の取り下げ等の相談は当局にて承っている」「プライバシー保護のため、必ず本人から連絡してください」等と書かれている。怪しいので連絡はまだしていない。

消費者へのアドバイス

- ①余分な個人情報を与えてしまうので、架空請求者に絶対に電話をしない
- ②「総合消費料金」といわれるものを納付する必要はありません。1回でも支払ってしまうと、請求がエスカレートする可能性があります
- ③訴訟が提起された場合には裁判所から「特別送達」郵便で訴状が届きますので、その場合は無視せずに消費生活センターに相談してください。また、強迫を受けるなどの悪質な場合は警察にも相談しましょう

消費生活センターへは全国共通の電話番号「188番」へかければつながります。
「188! 泣き寝入り!」と覚えてください。

ふるさと総合緑道休憩施設「愛里集」の利用方法等が変わります

これまで指定管理者による管理を実施していましたが、第二体育館の廃止に伴い、4月1日(日)から都市計画課による管理へ変更となります。この変更に伴い、下表のとおり開館時間等の変更を予定しています。

| | 変更前 | 変更後 |
|------|--------------------|---------------------------|
| 開館時間 | 9時～21時 | 9時～17時 |
| 休館日 | 毎週火曜日及び12月28日～1月4日 | 12月29日～1月3日 ※火曜日も開館します |
| 受付場所 | 第二体育館 | 愛里集 受付=平日の13時～16時 |



問い合わせ／都市計画課
公園緑地担当 (内線3276)

～地域の銀行との連携を強化～

地方創生に係る協定を締結

1月26日、川口信用金庫と「地方創生に係る包括連携に関する協定」を締結しました。

地方創生の実現のために、シティプロモーションや安全・安心な地域づくり、健康づくり等、さまざまな分野にわたる連携・協力を図ります。

問い合わせ／総合政策課 (内線2238)

